

平成24年2月14日
消費者庁

風力発電に係る「土地の権利」を巡る投資勧誘に関する注意喚起

風力発電に係る「土地の権利」を巡る投資勧誘に関するトラブルについての相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。

消費者庁が調査したところ、少なくともいくつかの事例について、消費者事故等に当たる不適切な勧誘行為を確認しました。

このため、当庁では、消費者安全法（平成21年法律第50号）第15条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

このたび、不適切な勧誘行為を行っていたことを確認した業者は、「エコエネルギー開発合同会社」、「株式会社国際コンサルティング」及び「株式会社日商コンサルティング」の3社です。

（注意喚起の要旨）

- エコエネルギー開発合同会社は、勧誘資料を用いて、あたかも風力発電に係る具体的な開発計画を有しているかのような説明をして「土地の権利」に係る「証券」を販売しています。しかし、当庁で調査した結果、実際には、①関係する電力会社との協議が行われていないこと、②法令上の手続がなされていないこと、③工事も行われていないこと等が明らかになり、当該説明には実体がないと認められます。
- 株式会社国際コンサルティング及び株式会社日商コンサルティングは、過去の詐欺的商法による被害回復と上記「証券」の代理購入を併せた契約の仲介を勧誘しています。しかし、当庁の調査の結果、当該契約の相手方は、実際には、その住所地に存在しないことが分かっており、被害が回復されたり、「証券」の代金が補填されたりすることは考えられません。
- これらの業者から、事例で紹介したパンフレット等が送付されても、勧誘に応じないようにしましょう。また、被害回復や代理購入を装った勧誘に十分注意しましょう。

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課

消費者事故対応室

TEL：03(3507)9187（直通）

風力発電に係る「土地の権利」を巡る投資勧誘に関する注意喚起

1. 風力発電に係る「土地の権利」を巡る投資勧誘に関するトラブルの状況

風力発電に係る「土地の権利」を巡る投資勧誘に関するトラブルについての相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。

消費者庁が調査したところ、少なくともいくつかの事例について、消費者事故等に当たる不適切な勧誘行為を確認しました。

このため、当庁では、消費者安全法（平成21年法律第50号）第15条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

2. 具体的な業者名と勧誘事例（詳細は「参考資料」）

事例1-1

- (1) 「エコエネルギー開発合同会社」（以下「エコエネ開発」という。）から「風力発電開発地のご案内—北海道虻田郡豊浦町—」と題するパンフレット、「《募集要項》」、「配当算出例」及び「土地権利購入申込書」が届いた。
「《募集要項》」には
 - ・「販売内容 風力発電に関する所有権（北海道）」
 - ・「販売価格 1口＝200,000円 購入単位1口より」
 - ・「契約内容 2年満期 利回り8～12%」等と記載されていた。
- (2) エコエネ開発とは別の業者名を名乗る者等（以下併せて「買取業者」という。）から消費者に、「数倍の代金で買い取るのでエコエネ開発の権利を代理購入してくれないか。」と何度も電話があった。
- (3) 消費者は、エコエネ開発に「土地権利購入申込書」を送付し、代金を振り込んだ。
- (4) エコエネ開発から消費者に、「社員権利証書」や「土地持分売買契約書」等が送られてきた。
- (5) 買取業者から消費者に、「購入した権利が転売可能か、エコエネ開発に聞いてくれ。」と電話があり、消費者がエコエネ開発に確認したところ、「複数口まとめないと転売ができない。」と言われた。
- (6) 消費者は、買取業者、買取業者からエコエネ開発の「権利」を買い取るというクライアントを名乗る者等と電話を重ね、以降、複数回にわたり、エコエネ開発に「権利」購入の申込みを行い、代金の振込みを行った。エコエネ開発からは、その都度、消費者に「社員権利証書」と「土地持分売買契約書」等が送られてきた。その後、買取業者からの連絡は途絶え、エコエネ開発の「権利」の買取りは行われていない。

事例 1-2

- (1) エコエネ開発から消費者宅に封筒が届いた。封筒の中には、「風力発電開発地のご案内—北海道虻田郡豊浦町—」と題するパンフレット、「《募集要項》」、「配当算出例」、「土地権利購入申込書」等が入っていた。
- 「《募集要項》」には
- ・「【譲渡商品】風力発電開発土地権利証」
 - ・「【譲渡金額】1口 金 200,000円（購入単位1口から）」
 - ・「【契約内容】2年満期」
 - ・「【配当金】8～12%（詳細は別紙記載）」
- 等と記載されていた。
- (2) 業者を名乗る見知らぬ者（以下「買取業者」という。）から消費者の家族に電話があり、「消費者宅に封筒は、届いていないか。」と聞かれたが、消費者の家族は、不審に思ったため「届いていない。」と答えた。
- (3) 買取業者から、再び消費者の家族に電話があり、「消費者宅に封筒に入れて送られてきた資料がほしいので、パンフレットを5万円で買い取るから送ってほしい。」と言われたが、消費者の家族は「無くしてしまった。」と答えた。
- (4) 翌日、エコエネ開発から上記（1）と同内容の書類を同封した封筒が、郵送で届いた。
- (5) 再度、買取業者から電話があったが、消費者はパンフレットを売却する意思はないことを伝え、断った。

事例 2-1

- (1) 「株式会社国際コンサルティング」（以下「国際コンサル」という。）から、過去に特定の事業者（以下「加害事業者A」という。）から金銭的な損害を被ったことのある消費者に対して、その損害の返還請求の件で電話があった。その際、国際コンサルは、消費者がかつて加害事業者Aの被害にあったことやその損害額等について知っていた。
- (2) 国際コンサルから消費者に、会社の概要等が記載された「株式会社国際コンサルティング」の案内と「加害事業者A返還請求手続きの流れ」が届いた。
- 「加害事業者A返還請求手続きの流れ」には、
- ・「加害事業者Aに関して海外銀行に隠し口座が今年に入り見付き法律により被害金額の返還請求をできるようになりました」
 - ・「5人から10人を1グループとしてまとめて返還請求をかけることによって被害者の方に、より多くの返還金が戻る」
 - ・「取引場所は公正証書、譲渡契約書を交わすため、お客様の近隣の公証役場で取引をさせていただきます。」
 - ・「代金は公正証書を交わした後、お近くの銀行の応接室及びホテルなどでお渡して取引の終了です。」
- 等と記載されていた。

- (3) 国際コンサルから消費者に複数回電話があり、「消費者の持つ加害事業者Aに対する債権を買いたいと言っている人がいる。その人は、風力発電開発地の権利も買ったがっているが、風力発電開発地の権利は、特定の地域の人でなければ買えない。そこでその人の代わりに一時的に買ってほしい。加害事業者Aに対する債権と風力発電開発地の権利の購入代金に謝礼を上乗せした額を支払うので、あなたは一切お金を出す必要はない。」と言われた。消費者は、国際コンサルの勧誘に応じ、風力発電開発地の「権利」を代わりに購入することを伝えた。
- (4) エコエネ開発から消費者に、「風力発電開発地のご案内—北海道虻田郡豊浦町—」と題するパンフレット、「《募集要項》」、「配当算出例」、「土地権利購入申込書」等が届いたので、消費者は、「土地権利購入申込書」に記入し、エコエネ開発に送付した。
- (5) 国際コンサルから消費者に、「公正証書の発行をする」との記載のある「譲渡契約書」が届いた。消費者は、加害事業者A及びエコエネ開発の土地に係る権利の譲渡とそれらの権利の譲渡費用及び代理購入に対する謝礼の授受のため、捺印した「譲渡契約書」を公証役場に持参する旨、国際コンサルに電話で約束した。しかし、その約束は、国際コンサルの都合で延期となり、消費者は、再度、国際コンサルと面会の約束をするが、今度は消費者の都合により、行くことができなかった。
- (6) エコエネ開発から消費者に、契約額を振り込むよう電話があったが、消費者は、十分な資金がなかった。そのため、消費者は、契約額の一部を振り込むことでエコエネ開発に了承してもらい、国際コンサルにも相談し、更にその半分を消費者が振り込み、残りを国際コンサルが振り込むこととなった。
- (7) 国際コンサルから消費者に、エコエネ開発にお金を振り込んだので、消費者も振り込むよう電話があり、消費者は金融機関に行ったが、その窓口で振込みをやめるようアドバイスを受け、振込みをやめた。

事例 2-2

- (1) 「株式会社日商コンサルティング」(以下「日商コンサル」という。)から消費者に「加害事業者Aへ投資した費用の6割から8割が戻ってくる。」と電話があった。その後、毎日のように電話があり、当初の電話では「日商コンサルのクライアント(以下「B氏」という。)が消費者に代わってお金を取り戻してくれる。」ということであったが、次第に「エコエネ開発へ優先的に出資することのできる住所地に住んでいる消費者に、B氏に代わり、出資してほしい」という話が加わった。
- (2) 日商コンサルから、消費者に会社概要等が記載された会社案内と「加害事業者A～返還請求の流れ～」が届いた。
- 「加害事業者A～返還請求の流れ～」には、
- ・「加害事業者Aに関して銀行に隠し口座が見つかりました」
 - ・「弊社では、クライアント様からご依頼を受けて多くのお客様を返還請求の賛同者として集めさせて頂いております。」
 - ・「公正証書を交わしましたら、銀行の応接室及びホテル等の一室にて代金をお渡

し致しますので代金を受け取って頂きましたら取引は完了です。」

等と記載されていた。

- (3) 日商コンサルから、加害事業者Aに対する権利を、B氏に譲渡するに際し、付加契約としてエコエネ開発の権利を購入し、B氏に譲渡する旨が記載された「譲渡契約書」等が、消費者に届いた。同時期に、エコエネ開発から消費者に「風力発電開発地のご案内—北海道虻田郡豊浦町—」と題するパンフレット、「《募集要項》」、「配当算出例」及び「土地権利購入申込書」が届いた。
- (4) 消費者は、日商コンサルから「仲介する取引は、先に購入をお願いしているだけで、購入費用は後から必ず謝礼と共に渡す。」等と電話で言われ、日商コンサルの仲介で取引を行うことを決め、その旨を伝え、エコエネ開発に「土地権利購入申込書」をFAXで送付した。
- (5) 日商コンサルの指示で、消費者がエコエネ開発の口座に申込額の一部を振り込むと、日商コンサルから消費者に「譲渡契約書」等が届いた。そこには、消費者が加害事業者Aに対する権利とエコエネ開発の「権利」を申込額分、B氏に譲渡し、B氏がその対価を払うこと等が記載されていた。その後、消費者は、日商コンサルから再度指示され、「株式会社〇〇〇〇^(注)」の口座に申込額の一部を振り込むと、後日、日商コンサルから、消費者に「譲渡契約書」に記載のある譲渡日が延期になったと電話があった。
- (6) 消費者に、エコエネ開発から最初に振り込んだ分の「社員権利証書」や「土地持分売買契約書」等が届いた後、日商コンサルから指示され、消費者は「株式会社〇〇〇〇^(注)」の口座に申込額の一部を振り込んだ。日商コンサルから消費者に、再び「譲渡契約書」等が届いた。そこには、消費者が加害事業者Aに対する権利とエコエネ開発の「権利」を申込額分、B氏に譲渡し、新たに設定した譲渡日に、B氏がその対価に謝礼を加え払うこと等が記載されていた。その後、エコエネ開発から、消費者に2度目及び3度目の振込み分の「社員権利証書」や「土地持分売買契約書」等が届いた。
- (7) 日商コンサルから電話があり、「エコエネ開発の風力発電開発土地権利を、さらに購入してほしい」と言われたが、消費者は断った。その後、消費者が、日商コンサルと新たに設定した譲渡日に待ち合わせ場所に行ったところ、日商コンサルは、待ち合わせ場所に現れず、消費者が自宅に戻ると日商コンサルから譲渡が中止になったと電話があった。

(注) 株式会社〇〇〇〇は、エコエネ開発と同一住所に本店をおく会社である。

なお、下記の各社の概要は、「エコエネルギー開発合同会社」のみ登記情報提供サービスの「商業・法人登記情報」(平成23年10月31日現在)の内容を記載し、「株式会社国際コンサルティング」及び「株式会社日商コンサルティング」の2社については、商業・法人登記が不明なため、消費者に対して2社から送付された会社概要等の内容を記載した。

エコエネルギー開発合同会社（事例 1-1、1-2、2-1 及び 2-2）

商号	エコエネルギー開発合同会社
本店	東京都墨田区文花二丁目3番3-101号
会社成立の年月日	平成23年8月19日
資本金の額	金1000万円
代表社員	露木 邦彦（「邦」は旧字体）

株式会社国際コンサルティング（事例 2-1）

会社名	株式会社国際コンサルティング
所在地	東京都港区新橋2丁目8番地9第一吉川ビル5F
会社成立の時期	平成12年4月
資本金の額	金1億1000万円
代表取締役	長田 伸一

株式会社日商コンサルティング（事例 2-2）

会社名	株式会社日商コンサルティング
所在地	東京都中央区銀座7-2-14 ポールスター第26ビル2F
会社成立の時期	平成元年4月
資本金の額	金1億5000万円
代表取締役	森 総一郎

3. これら事例の問題点

（1）エコエネ開発の勧誘について

エコエネ開発の勧誘資料では、2年満期で毎月配当する等と記載があることから、短期間で発電事業が開始できるような具体的な風力発電開発計画があり、該当地は風力発電開発地としての価値を有しているかのような説明がなされています。しかし、消費者庁では、エコエネ開発が勧誘資料にあげた風力発電開発予定地について、少なくとも以下の点を確認しており、当該説明には実体がないと認められます。それにもかかわらず、エコエネ開発の勧誘資料等では、その重要な事実が説明されていません。

○消費者庁が確認した事項

- ① 売電事業の実施に当たり、関係する電力会社に対し必要な協議等が行われていないこと。（平成24年1月10日現在）
- ② 風力発電施設の設置に当たり、必要と考えられる電気事業法等の法令上の手続が行われていないこと。（平成24年1月31日現在）
- ③ 現地において、風力発電施設等にかかわる工事が行われていないこと。（平成24年2月1日現在）

すなわち、エコエネ開発は「風力発電開発土地権利証」といった「証券」を販売していますが、実際のところ、該当地における風力発電開発計画を有しているとは認められません。

また、エコエネ開発の勧誘資料によると、これらの「証券」の具体的な内容に関しては不明な点が多く、何ら説明が行われていません。

(2) 被害回復を仲介する事業者が行う勧誘について

事例2-1の国際コンサル及び事例2-2の日商コンサル（以下併せて「仲介事業者」という。）は、勧誘資料等を用いて、公正証書という証明力の高い書面を作成すること等により、消費者に対しあたかも確実に履行される契約を仲介するかのような説明をしています。しかしながら、実際には仲介される契約の相手先は該当住所に存在していないことを、該当地の地方公共団体の住民基本台帳により、消費者庁は確認しています。

すなわち、仲介事業者は、契約の相手方が住所地に存在しておらず、当初から、この契約が履行されないものであることを承知していると考えられますが、その事実を告げることなく、契約内容が確実に履行されるかのように装い、消費者を勧誘していました。

4. 消費者へのアドバイス

- ◎ エコエネ開発、国際コンサル及び日商コンサルによる風力発電に係る「土地の権利」を巡る投資勧誘については、前記のとおり様々な問題点が確認されています。

これら事業者から「風力発電開発地のご案内—北海道虻田郡豊浦町—」等の勧誘資料が送付されても、勧誘に応じないようにしましょう。

- ◎ 勧誘資料において「風力発電開発土地権利証」といった「証券」が申込みの対象となっていますが、申し込んだ消費者には「社員権利証書」といった別の名称の「証券」が送付されています。しかし、このような「証券」は、法律で定義されたり一般の商取引で広く使用されているものではなく、具体的な内容があいまいです。

何が取引の対象となっているのか、あいまいで理解できないところが少しでもある場合は、絶対に契約をしてはいけません。

- ◎ 本件では、消費者が以前受けた被害を回復する代わりに、エコエネ開発の「権利」を代理購入して欲しいと勧誘されたとの相談が多数寄せられています。

しかし、消費者庁で確認した限りでは、実際に被害の回復が行われたり、エコエネ開発の「権利」を買い取ってもらえたりした事例は一件もありません。一般的に「被害を回復する」という話には十分注意しましょう。

- ◎ 日本公証人連合会によると、公証（人）役場は、本来、法令に従い公正証書の作成等を行う場所であり、取引及び金銭の支払いの場所になることは、一切ありません。また、公正証書の作成は、公証人が公証（人）役場で行うものであり、事業者が作成するものではありません。公証（人）役場で手続を行うといった連絡があった場合は、該当となる公証（人）役場及び日本公証人連合会に問い合わせてください。

（参考）日本公証人連合会ウェブサイト（<http://www.koshonin.gr.jp/index2.html>）

「連合会からのお知らせ」

◎ 不審に思った場合、断ってもしつこく勧誘された場合等は、すぐに消費生活センターや警察に相談しましょう。

●各地の消費生活センター・消費生活相談窓口（消費者ホットライン）
TEL 0570-064-370（ナビダイヤル）

●警察（警察安全相談窓口）
TEL #9110

◎ 公正証書の作成や公証（人）役場での取引等に関するお問合せは、日本公証人連合会及び各公証（人）役場で受け付けています。

●日本公証人連合会
TEL：03-3502-8050（受付時間：9:00～17:00 月～金曜日 年末年始祝日を除く）

※ 各公証（人）役場の連絡先は、日本公証人連合会のウェブサイトからも確認できます。

<http://www.koshonin.gr.jp/sho.html>

◎ この文書は、現時点で不適切な勧誘行為等を確認できた事例について、具体的な業者の名を挙げて注意喚起を行うものであり、この文書で名を挙げていない業者による勧誘について問題がないことを示すものではありません。風力発電に係る「土地の権利」を巡る投資勧誘に関し、他の業者から、この文書で紹介した事例と類似した勧誘があった場合も、上記の各アドバイスを参考としながら慎重に対応してください。

◎ 本件に限らず、消費者が一度、悪質な事業者の勧誘による被害を受けると、その後も別の事業者を名乗る者から別の投資話等の勧誘（過去の被害の回復を装うものを含みます）があり、また応じてしまい、さらに被害を拡大させてしまう場合も見られます。事業者の勧誘を鵜呑みにせず、家族、消費生活センター、警察等に相談し、被害を繰り返すことのないようにすることが大切です。絶対に儲かる甘い話はありません。

エコエネ開発による勧誘の詳細（事例 1－1）

< 「風力発電開発地のご案内 -北海道虻田郡豊浦町-」 と題するパンフレットの記載概要 >

- ・ 私たちエコエネルギー開発合同会社は、創業以来エネルギー開発と共に歩み、全社員一丸となって高度化・多様化される技術に的確に対応し、エネルギー開発業務に取り組んで参りました。
- ・ 風力発電の国内発祥地、そして現代版風力発電風車の設置数は日本一といわれており、まさに北海道は風力発電風車王国といえるでしょう。
- ・ 開発地（豊浦町）
- ・ 風力発電に最も適するとされる北海道の土地価格は下落の一途を辿っており、2007年に回復に向かうもそれは一時に過ぎず、翌年2008年をピークに年々下がり続けております。しかしながら、風力発電の将来性を考慮するならば、安価で将来性のある土地を保有する願ってもないチャンスと言えましょう。

< 「《募集要項》」 の記載概要 >

- ・ 販売内容 風力発電に関する所有権（北海道）
- ・ 販売地 北海道虻田郡豊浦町桜 335-11
- ・ 総面積 約 20000 坪
- ・ 販売価格 1口=200,000円 購入単位 1口より
- ・ 契約内容 2年満期 利回り 8～12%
- ・ 入金確認後、お客様のご自宅にエコエネルギー開発合同会社から購入口数分の「社員権利証」を送付。
- ・ ※社員権利証は利回りを受け取る権利の証明書となります
- ・ ※配当金額は 24 日締めまでの金額で決定致します。配当は 25 日払いとなります。

< 「配当算出例」 の記載概要 >

- ・ 投資額
- ・ 増加率
- ・ 毎月配当額
- ・ 購入をご検討の際は増加率の高い投資をお勧め致します。

< 「土地権利購入申込書」 の記載概要 >

- ・ 3 配当金受取金融機関について
- ・ 記入者は上記の内容の通り、「譲渡担保権」の購入を申し込みます。

< 「社員権利証書」と題する券面の記載概要 >

- ・金額を以下の条件で御預かり致しました。
- ・この証書は発行日より2年満期と致します。
- ・年間配当は8%~12%と致します。
- ・エコエネルギー開発合同会社
代表取締役 露木邦彦

< 「土地持分売買契約書」の記載概要 >

- ・本件引渡日 平成23年12月26日
- ・売主 住所 東京都墨田区文化2丁目3-3
氏名 エコエネルギー開発合同会社
代表社員 露木邦彦

エコエネ開発による勧誘の詳細（事例1-2）

< 「風力発電開発地のご案内 -北海道虻田郡豊浦町-」と題するパンフレットの記載概要 >
(事例1-1に同じ)

< 「《募集要項》」の記載概要 >

- ・【譲渡商品】風力発電開発土地権利証
- ・【開発地】北海道虻田郡豊浦町桜335-11
- ・【総面積】約20,000坪（1坪=1口）
- ・【譲渡金額】1口 金200,000円（購入単位1口から）
- ・【契約内容】2年満期
- ・【配当金】8~12%（詳細は別紙記載）
- ・ご入金確認後、お客様のご自宅へ購入口数分の“社員権利証”をお送り致します。
- ・※社員権利証は配当をお受け取りする際の証明書になります
- ・毎月25日に配当金をお振込致します。
- ・※配当金は24日締めまでの金額になりますのでご了承下さい。

< 「配当算出例」の記載概要 >

(事例1-1に同じ)

< 「土地権利購入申込書」の記載概要 >

(事例1-1に同じ)

エコエネ開発・国際コンサルによる勧誘の詳細（事例2-1）

<「加害事業者A^(注) 返還請求手続きの流れ」と題する書面の記載概要>

- ・加害事業者A^(注) に関して海外銀行に隠し口座が今年に入り見つかり法律により被害金額の返還請求をできるようになりました。
- ・弊社はクライアント様からご依頼を受けて多くのお客様を返還請求の賛同者として集めさせて頂いております。
- ・5人から10人を1グループとしてまとめて返還請求をかけることによって被害者の方に、より多くの返還金が戻ることになります。
- ・取引場所は公正証書、譲渡契約書を交わすため、お客様の近隣の公証役場で取引をさせていただきます。
- ・代金は公正証書を交わした後、お近くの銀行の応接室及びホテルなどでお渡して取引の終了です。

(注)「加害事業者A」には具体的な会社名が記載されている。

<「風力発電開発地のご案内 -北海道虻田郡豊浦町-」と題するパンフレットの記載概要> (事例1-1に同じ)

<「《募集要項》」の記載概要> (事例1-2に同じ)

<「配当算出例」の記載概要> (事例1-1に同じ)

<「譲渡契約書」と題する書面の記載事項（条文は抜粋）>

- ・譲渡者〇〇〇〇^(注1)（以下甲という）と購入者△△△△△^(注1)（以下乙という）は加害事業者A^(注2) 会員証権利の譲渡に関し株式会社国際コンサルティングが仲介に入り次の通り契約契約を終結し、公正証書の発行をするものとする。
- ・第一条（譲渡権利）
甲は次の権利を乙に譲渡し、譲渡代金の受領日をもって当該権利証の所有権は乙に移転するものとする。
会社名 加害事業者A^(注2) 株式会社
代表者名 □□□^(注1)
評価額円 金〇円（平成〇年〇月〇日時点）
- ・第二条（所有権変更）
甲は譲渡日に指定の公証役場にて所有権を乙に移転するものとする。
公証役場: ××^(注3) 公証役場
譲渡日日時 平成〇年〇月〇日 〇:〇~
- ・第六条（付加契約）
甲は譲渡日にすべての譲渡代金を支払ったのち当該権利証を購入し、乙に譲渡するものとする。

会社名 エコエネルギー開発合同会社
代表者名 露木邦彦
評価額円 金〇円（〇〇）

（注1）「〇〇〇〇」、「△△△△△」及び「□□□」には具体的な氏名が記載されている。

（注2）「加害事業者A」には具体的な会社名が記載されている。

（注3）「××」には具体的な地名が記載されている。

エコエネ開発・日商コンサルによる勧誘の詳細（事例2-2）

< 「加害事業者A^{（注）}～返還請求の流れ～」と題する書面の記載概要 >

- ・加害事業者A^{（注）}に関して銀行に隠し口座が見つかりましたので、個人投資家様である弊社の会員様（クライアント）からご依頼を受けて連絡させて頂いております。
- ・弊社では、クライアント様からご依頼を受けて多くのお客様を返還請求の賛同者として集めさせて頂いております。
- ・公正証書、譲渡契約書を介しての法的な取引を行います。
- ・公正証書を交わしましたら、銀行の応接室及びホテル等の一室にて代金をお渡し致しますので代金を受け取って頂きましたら取引は完了です。

（注）「加害事業者A」には具体的な会社名が記載されている。

< 「譲渡契約書」と題する書面（1回目送付）の記載事項（条文は抜粋） >

- ・譲渡者〇〇〇〇^{（注1）}（以下甲という）と購入者△△△△△^{（注1）}（以下乙という）は、加害事業者A^{（注2）} 会員証権利の譲渡に関し、株式会社日商コンサルティングが仲介に入り次の通り契約を締結し、公正証書の発行をするものとする。

・第1条（譲渡権利）

甲は次の権利を乙に譲渡し、譲渡代金の受領日をもって当該権利証の所有権は乙に移転するものとする。

会社名：加害事業者A^{（注2）} 株式会社

代表者名：□□□^{（注1）}

評価額円：金〇円（平成〇年〇月〇日時点）

・第6条（付加契約）

甲は譲渡日にすべての譲渡代金を支払ったのち当該権利証を購入し、乙に譲渡するものとする。

会社名：エコエネルギー開発合同会社

代表者名：露木 邦彦

代金に関しては、乙にて用意するものとする。

（注1）「〇〇〇〇」、「△△△△△」及び「□□□」には具体的な氏名が記載されている。

（注2）「加害事業者A」には具体的な会社名が記載されている。

< 「風力発電開発地のご案内 -北海道虻田郡豊浦町-」と題するパンフレットの記載概要 > (事例1-1に同じ)

< 「《募集要項》」の記載概要>

(事例1-2に同じ)

< 「配当算出例」の記載概要>

(事例1-1に同じ)

< 「土地権利購入申込書」の記載概要>

(事例1-1に同じ)

< 「譲渡契約書」と題する書面(2・3回目送付)の記載事項(条文は抜粋)>

・譲渡者〇〇〇〇^(注1)(以下甲という)と購入者△△△△△^(注1)(以下乙という)は、加害事業者A^(注2)会員証権利の譲渡に関し、株式会社日商コンサルティングが仲介に入り、次の通り契約を締結し、公正証書の発行をするものとする。

・第1条(譲渡権利)

甲は次の権利を乙に譲渡し、譲渡代金の受領日をもって当該権利証の所有権は乙に移転するものとする。

会社名:加害事業者A^(注2)株式会社

代表者名:□□□^(注1)

評価額円:金〇円(平成〇年〇月〇日時点)

・第6条(付加契約)

乙が譲渡日にすべての譲渡代金を乙に支払ったのち、甲は当該権利証を購入し、乙に譲渡するものとする。

会社名:エコエネルギー開発合同会社

代表者名:露木 邦彦

評価額円:金〇円(〇〇)

(注1)「〇〇〇〇」、「△△△△△」及び「□□□」には具体的な氏名が記載されている。

(注2)「加害事業者A」には具体的な会社名が記載されている。

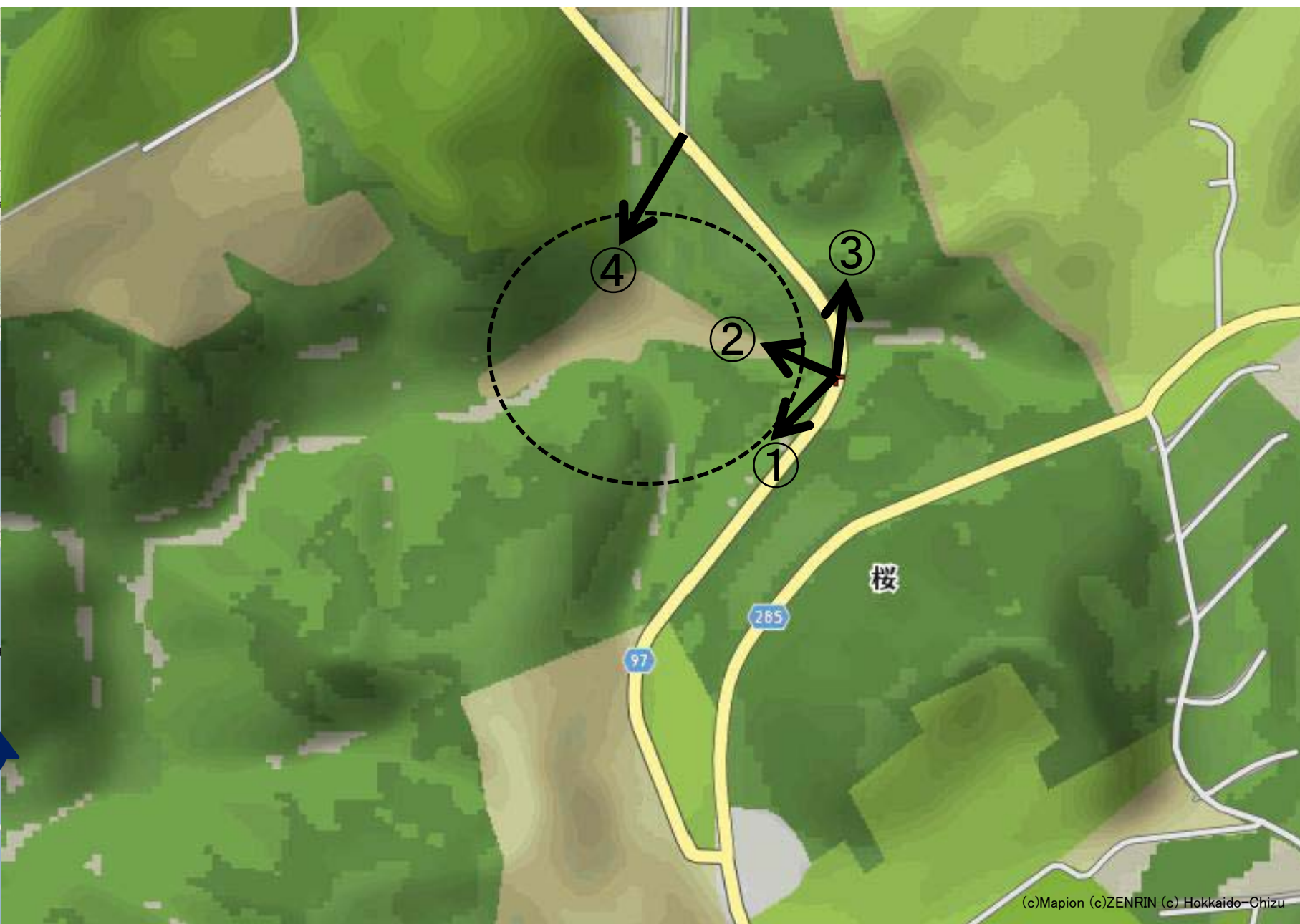
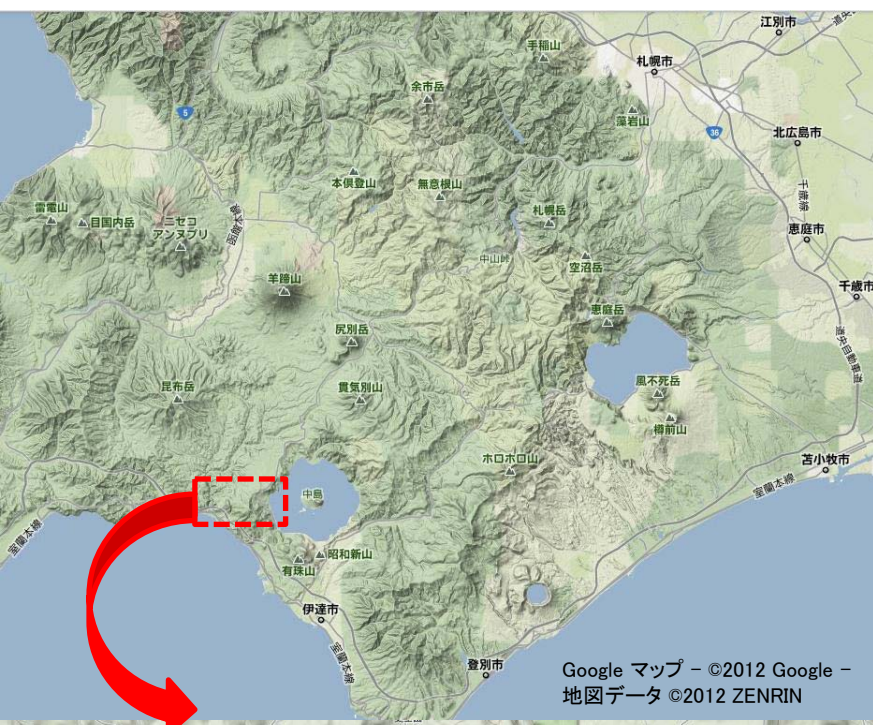
< 「社員権利証書」と題する券面の記載概要>

(事例1-1に同じ)

< 「土地持分売買契約書」の記載概要>

(事例1-1に同じ)

エコエネルギー開発合同会社の勧誘資料で示されていると考えられる「風力発電開発土地」 (北海道虻田郡豊浦町桜335-11付近(破線部は概ねの位置)(写真撮影日:平成24年2月1日))



①

②

③

④

